

## 令和元年度 第8回頸城区地域協議会次第

日時：令和元年10月28日（月）

午後6時30分から

場所：頸城コミュニティプラザ

2階 203会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 諮 問 事 項

○「くびきの森公園の廃止」について … 資料No.1、別紙、参考資料1～3

### 4 報 告 事 項

○公の施設の使用料改定について … 資料No.2、資料No.3

○今後の「公の施設の再配置計画」の取組について … 資料No.4、資料No.5、資料No.6

○新潟県南部産業団地の現状について … 資料No.7

### 5 そ の 他

### 6 閉 会

上自第34884号  
令和元年10月24日

頸城区地域協議会  
会長 井部 辰男 様

上越市長 村山 秀幸  
(自治・市民環境部自治・地域振興課)

くびきの森公園の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求めます。

記

諮問第84号 くびきの森公園の廃止について  
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

くびきの森公園の整備に当たり旧頸城村と信越化学工業株式会社の間で締結した協定に基づき当該公園の所有権を同社に移転することから、公園利用の実態を改めて把握したところ利用がほとんど無いことが確認されたため、公の施設として廃止することに関し、頸城区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 目的 市民の憩いの場及びレクリエーションの場を提供することにより、市民の健康の増進及び交流の促進に資するとともに、地域における自然環境を健全な状態で確保するため、公園を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 くびきの森公園（頸城区北福崎703番地1）</p> <p>3 施設 ① 緑地 ② 野鳥観察施設 ③ ゲートボール場 ④ その他附属施設</p> <p>4 利用時間 日の出から日没まで</p> <p>5 休場日 無休</p> <p>6 使用料 無料</p>	<p>1 廃止予定日 令和元年12月31日</p>

※ 廃止の概要等については参考資料1のとおり、施設に関する概要図については参考資料2のとおり



## くびきの森公園の廃止について

### 1. 廃止の概要

くびきの森公園を令和元年 12 月 31 日で廃止し、令和 2 年 1 月 1 日に信越化学工業㈱（以下、同社）へ所有権を移転します。

### 2. くびきの森公園について

#### (1) 施設の概要

駐車場 3 か所、ゲートボール場 3 面、トイレ 1 か所、野鳥観察施設 1 か所、散策路

#### (2) 整備の目的

頸城区内の旧保倉川河川敷地周辺（面積約 60ha）の自然を活かし、くびきの森自然公園として整備する。

#### (3) これまでの経過

- ・公園の約 30%にあたる旧保倉川河川敷地（国有地）は、同社が昭和 35 年から廃棄物置場等として県の占用許可を受けて使用していました。
- ・公園の約 70%にあたる民有地は、大部分は荒れた状態となっており、平成に入り、危険物やごみの不法投棄が目立つようになっていました。
- ・同社では、占用許可を受けた国有地の返還に際し、覆土処理等を行う環境整備工事を実施する一方で、川欠（かわかけ）や築地の影響により、占用許可を受けた国有地と民有地の境界が非常に不明確な状態であったため、維持管理を行っていく上で今後の対応に苦慮していました。
- ・このような状況を踏まえ、頸城村（合併後は上越市、以下同じ）では、公園が住宅地に隣接しており、住民の健全な居住環境の保全という観点から、同社との協議を行い、できる限り自然をそのまま残す形で公園を整備し、平成 21 年 4 月に供用を開始したものです。
- ・なお、公園の整備等に関しては、平成 8 年 1 月から同社と頸城村との間で協議しながら事業を進めてきました。

### 3. 所有権を信越化学工業㈱へ移転する理由等

- ・平成 16 年に頸城村と同社の間の協定により、公園用地は公園の供用開始から 7 年経過後双方協議の上、同社に所有権移転契約を締結し、所有権を移転することとしていました。
- ・所有権の移転に際し、公園利用の実態を改めて把握したところ利用がほとんど無いことが確認されたため、くびきの森公園については公の施設として廃止することとしました。
- ・なお、事業は頸城村が主体となって実施してきましたが、所有権の移転を前提に用地取得費用の全額、公園整備費用の 2 分の 1 を同社が負担したほか、供用開始後の当該公園の維持管理費用を同社が負担してきた経緯があります。

### 4. 所有権移転後の公園の利用について

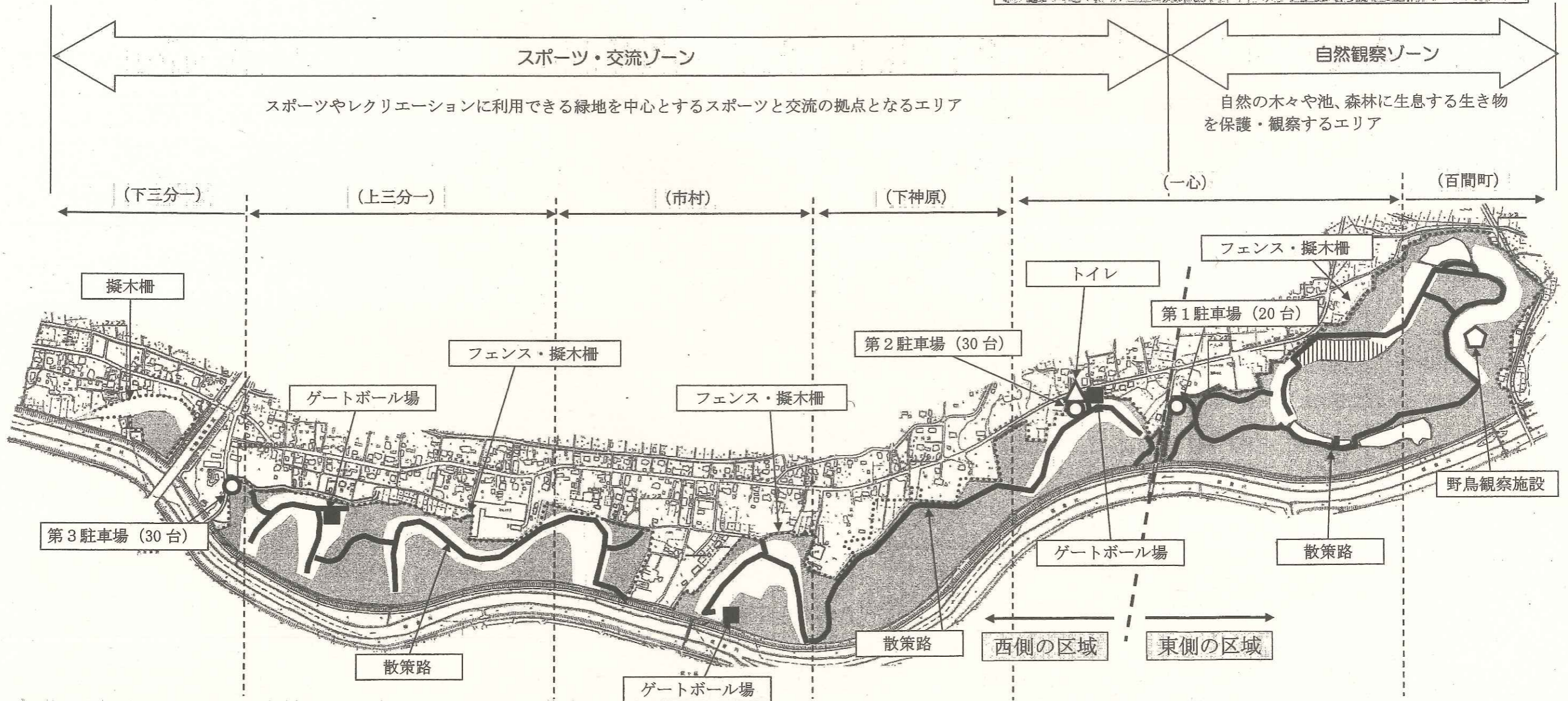
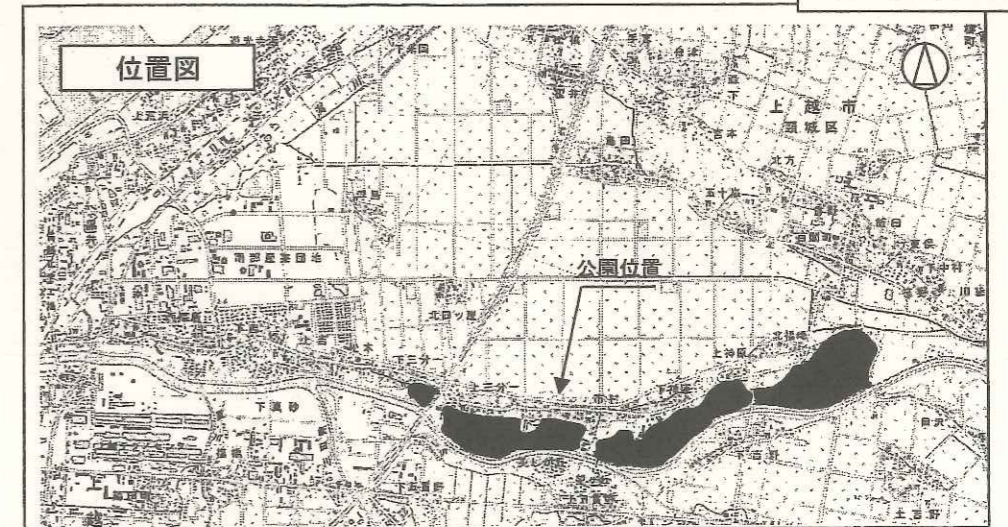
県道上越頸城大渦線から東側の区域は、令和 5 年度末まで同社が公園として供用しますが、西側の区域は、廃止日（令和元年 12 月 31 日）をもって公園としての供用を廃止します。



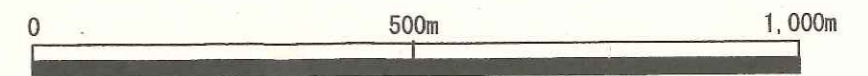
くびきの森公園概要図

■主な施設

記号等	施設等	概要
着色部分	緑地	■ 森林 □ 広場 ▨ ヨシ原
◻	野鳥観察施設	野鳥観察用の小窓を付けた木製の塀を設置 (1 か所)
■	ゲートボール場	各 20m×15m (3 か所)
—	散策路	幅 1.5~3.0m
⋯⋯	フェンス・擬木柵	フェンス高 1.8m、擬木柵高 0.9m
○	駐車場	合計収容台数 80 台 (3 か所)
△	トイレ	多機能水洗トイレ (1 か所)



※ 概要図中の町内会の範囲は、イメージであり概ねの位置で記載しています。  
また、頸城区の町内会名のみ記載しています。





## くびきの森公園跡地の維持管理について

くびきの森公園の廃止後の当該地の維持管理は、信越化学工業㈱が行います。市では、くびきの森公園の跡地の取り扱いについて、次のとおり確認しています。

## 《基本的な考え方》

- 社有地として将来にわたり緑地として維持管理に努める。
- 従来 of 町内会等との取り決め及び地域の方の要望は、可能な限り継続及び対応するよう努める。

## 《具体的な供用・運用方法》

## (1) 共通

- ① 県道上越頸城大瀉線より西側の区域は、駐車場を含めて閉鎖する。
- ② 不法投棄及び不法侵入を防止するため、原則として公園の外周にフェンスを設置する。
- ③ ゲートボール場（3か所）は、地域の方の利用がないため、廃止する。
- ④ 草刈や水質検査の実施頻度は、現在と同様とする。

## (2) 第一駐車場付近（東側／令和5年度末まで公園とする区域）

- ① 駐車場の入口は、自由に入出入り可能とする。
- ② 駐車場から公園への入口にゲートを設置し、開放時間は午前8時30分から午後4時までを想定。
- ③ 駐車場と県道の境をアスファルト舗装し、景観を改善する。
- ④ 不法投棄等の対策として監視カメラを、また、公園としての利便性を確保するため、簡易トイレを設置する。

## (3) 第二駐車場付近（中央）

- ① 駐車場入口にフェンスを設置し、駐車場を閉鎖する。
- ② 駐車場の閉鎖に伴い、治安維持のためトイレを撤去する。

## (4) 第三駐車場付近（西側）

- ① 駐車場入口にフェンスを設置し、駐車場を閉鎖する。

※令和元年10月24日時点の内容です。

※フェンス設置等の施工時期は、調整中です。

### 1 使用料改定の背景・目的

- ・公の施設は、行政サービスの一環であり、公費と施設を利用する皆さんからの使用料によって、施設の維持管理を行っています。
- ・施設の老朽化や利用者数の減少等の環境変化を反映させる必要があるとともに、本年10月から消費税率が引き上げられました。
- ・このような背景を踏まえ、利用者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行います。

### 2 使用料算定の考え方

- ・施設の区分に応じて考え方をまとめ、維持管理費の二分の一を負担していただくことを基本に使用料を算定しています。
- ・使用料の増額改定に伴い、施設を利用する皆さんの急激な負担増や、増額に伴う利用控えの影響を少なくするため、増額の幅が最大でも1.2倍程度となるよう調整しています。

現行使用料（単価）	調整率
1,000円以下の施設	現行使用料の1.2倍
1,000円を超える施設	現行使用料の1.1倍

- ・算定の考え方等

基準	算定の考え方	施設の区分	算定例
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費の状況を踏まえた利用者負担となるよう算定しています。</li> <li>・現行使用料に調整率を乗じた額としています。</li> </ul>	貸館施設 体育施設	市民プラザ 会議室 1時間当たり 現行使用料 700円 700円×1.2倍=840円
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の集会施設などについては、どの地域でも同程度の単価となるよう算定しています。</li> <li>・部屋の機能に応じ、1㎡当たりの平均単価に各部屋の面積を乗じた額と、現行使用料を比較し、算定しています。</li> </ul>	地域の集会施設	高士地区公民館 調理室 1時間当たり 現行使用料 160円 1㎡の当たりの平均単価 4円×45㎡=180円
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税率の改定に対応して、税の引上げ相当分を加算するなどして、算定しています。</li> </ul>	既に適正な利用者負担がなされている施設等	総合体育館 1時間当たり 現行使用料 1,500円 1,500円+2%(27円)=1,530円

### 3 改定使用料案

- ・改定する使用料は、現行使用料に対して消費税率引き上げ相当分(約2%)から最大でも1.2倍程度の引き上げを行います。
- ・詳細は別紙「改定使用料案の新旧対照表」を参照してください。

### 4 改定予定時期

- ・市議会12月定例会に関係条例の改正案を提案し、議会での議決を前提として、令和2年4月1日以降の利用から改定後の使用料の額を適用します。



## 改定使用料案の新旧対照表(頸城区)

施設名	区分		算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)	
ユートピアくびき	機能回復室		A	1時間	250	300	50	1.20	
	トレーニングルーム			1時間	740	890	150	1.20	
	健康相談室			1時間	160	200	40	1.25	
	趣味の創作室			1時間	380	460	80	1.21	
	親子図書コーナー			1時間	290	350	60	1.21	
	美術工芸室			1時間	290	350	60	1.21	
	企画ルーム			1時間	290	350	60	1.21	
	第1会議室			1時間	290	350	60	1.21	
	第2会議室			1時間	740	890	150	1.20	
	第3会議室	全室利用		1時間	1,060	1,170	110	1.10	
		部分利用		区画1	1時間	200	240	40	1.20
				区画2	1時間	200	240	40	1.20
	区画3			1時間	470	570	100	1.21	
	第1研修室			1時間	290	350	60	1.21	
	第2研修室			1時間	160	200	40	1.25	
	生活工房A			1時間	430	520	90	1.21	
	生活工房B			1時間	290	350	60	1.21	
	多目的ホール(舞台を含む。)			1時間	2,580	2,840	260	1.10	
	多目的ホールの舞台			1時間	700	840	140	1.20	
	控室			1時間	100	120	20	1.20	
	音楽室			1時間	250	300	50	1.20	
	無憂の間			1室1時間	790	950	160	1.20	
	和室			1室1時間	100	120	20	1.20	
	共有スペース			1日1㎡	50	60	10	1.20	
	浴室	個人利用		一般	1人1回	400	480	80	1.20
				中学生以下	1人1回	200	240	40	1.20
		団体利用		一般	1人1回	280	340	60	1.21
				中学生以下	1人1回	140	170	30	1.21
	浴室回数利用券			10回	1,600	1,920	320	1.20	
	アリーナ	占用利用		1時間	1,000	1,200	200	1.20	
		共用利用		一般	1人2時間	280	340	60	1.21
				中学生以下	1人2時間	140	170	30	1.21
	トレーニングルーム	占用利用		1時間	690	830	140	1.20	
		共用利用		一般	1人2時間	270	330	60	1.22
				中学生以下	1人2時間	130	170	40	1.31
	ミーティングルーム			1時間	300	360	60	1.20	
	プール	一般		団体	1人1回	220	270	50	1.23
				個人	1回	450	540	90	1.20
		中学生以下		団体	1人1回	120	140	20	1.17
				個人	1回	220	270	50	1.23
コース占用の加算額		1コース 1時間	400	480	80	1.20			



施設名	区分		算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)		
ユートピアくびき	中央広場		A	1時間	220	270	50	1.23		
	いきいきコート			1時間	1,100	1,210	110	1.10		
	くびき球場			1時間	750	900	150	1.20		
	テニスコート			1面1時間	250	260	10	1.04		
	ふれあいグラウンド			1時間	1,200	1,320	120	1.10		
	ゲートボールコート			1面1時間	130	160	30	1.23		
頸城地区公民館 南川分館	会議室1		B	1時間	160	170	10	1.06		
	会議室2			1時間	120	130	10	1.08		
	会議室3			1時間	100	120	20	1.20		
	会議室4			1時間	100	110	10	1.10		
	大会議室			1時間	640	770	130	1.20		
	調理実習室			1時間	190	230	40	1.21		
頸城地区公民館 西部分館	会議室1		B	1時間	100	110	10	1.10		
	会議室2			1時間	100	110	10	1.10		
	大会議室			1時間	470	480	10	1.02		
	調理実習室			1時間	100	110	10	1.10		
頸城地区公民館 大坂井分館	会議室1		B	1時間	100	110	10	1.10		
	会議室2			1時間	100	110	10	1.10		
	大会議室			1時間	470	480	10	1.02		
	調理実習室			1時間	100	120	20	1.20		
頸城地区公民館 明治分館	会議室1		B	1時間	100	110	10	1.10		
	会議室2			1時間	100	110	10	1.10		
	大会議室			1時間	300	360	60	1.20		
	調理実習室			1時間	120	140	20	1.17		
頸城地区公民館 明治南分館	会議室1		B	1時間	100	110	10	1.10		
	会議室2			1時間	100	110	10	1.10		
	大会議室			1時間	470	480	10	1.02		
	調理実習室			1時間	100	120	20	1.20		
坂口記念館	楽縫庵の 和室	中座敷	A	1時間	140	170	30	1.21		
				飲食を伴う 利用の加算額	1人	140	170	30	1.21	
		酒の間		1時間	140	170	30	1.21		
				飲食を伴う 利用の加算額	1人	140	170	30	1.21	
		雪檜の間		1時間	140	170	30	1.21		
				飲食を伴う 利用の加算額	1人	140	170	30	1.21	
	入館料	一般		C	個人	1人	300	310	10	1.03
					団体 (15人以上)	1人	220	230	10	1.05
		中学生以下			個人	1人	0	0	0	-
					団体 (15人以上)	1人	0	0	0	-

施設名	区分		算定基準	単位	現行使用料 (税込・①)	改定額案 (税込・②)	差額 (②-①)	倍率 (②/①)	
くびき食彩工房	農産物 加工体験室	みそ加工	大豆及び米の 同時加工	A	1工程	1,500	1,650	150	1.10
					1工程	1,000	1,200	200	1.20
		その他加工			1時間	250	300	50	1.20
		真空パック			1時間	300	360	60	1.20
		製粉			1時間	300	360	60	1.20
	交流室		1時間		240	290	50	1.21	
	頸城明治野球場				A	1時間	200	240	40

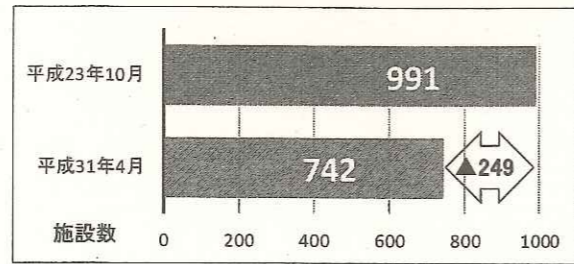


# 今後の「公の施設の再配置計画」の取組について

## 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

### 1 これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、平成31年4月1日現在、742施設となっています。



### 2 現状と課題

#### 現状

##### ○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。  
(H31.4.1現在の人口：192,068人)

##### ○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。(R2~R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

##### ○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。  
(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)
- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

#### 課題

- 人口減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持  
\*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

## 公の施設の再配置計画(個別施設計画)について

### 1 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、未永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

### 2 基本事項

- 計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

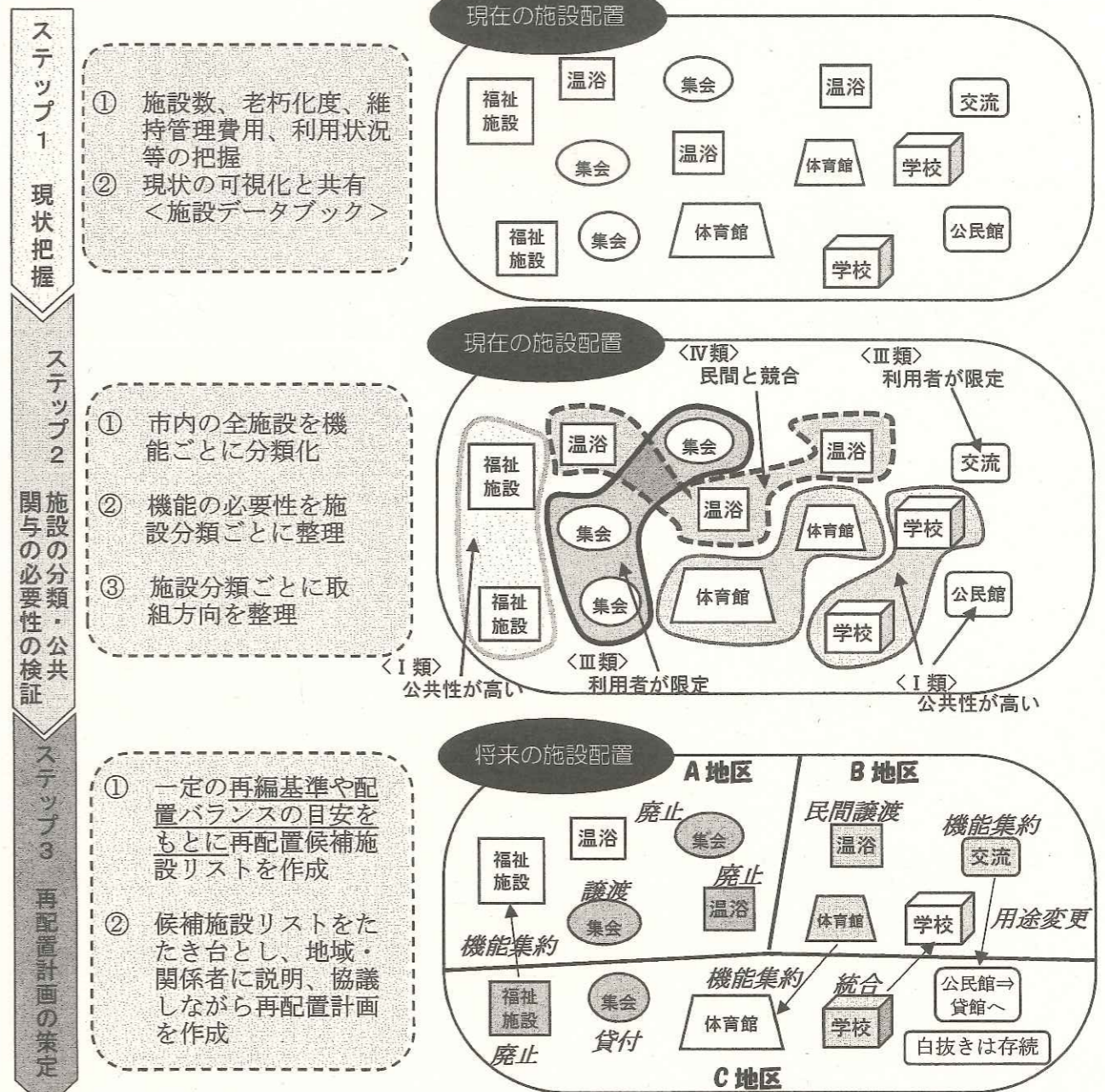
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
全体の計画期間(令和3年度から令和12年度)									
前期(令和3年度から令和7年度)					後期(令和8年度から令和12年度)				

見直し

### 3 今後の取組の方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止(休止) 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

### 4 今後の取組のイメージ



#### 将来的な施設の配置について

今後、人口減少等による利用状況の変化などに対応するため、これまで地域自治区ごとに配置している施設を、複数の地域自治区で共用すること、また、複数の異なる機能の施設を集約することで維持管理費用の削減を図ることが必要と考えています。